

安心して働ける明日へ。  
**就業構造  
基本調査**

# 就業構造基本調査にご協力ください

本年10月1日を基準日として、就業構造基本調査を実施します。  
8月下旬頃から、市の統計調査員が調査対象の世帯を訪問しますので、調査へ  
のご協力をお願いします。 ※調査対象となる地域・世帯は、全国から無作為に選ばれます。

就業構造基本調査では、次のような内容をおたずねします。

- ・就業状況や育児、介護の有無
- ・就業に関する希望
- ・テレワークや副業の状況 など

ご回答いただいた内容は、「統計法」により固く秘密が守られます。  
調査結果は、働き方改革の推進に向けた各種取組など、国や県の政策の基礎  
資料として利用されます。



詳しくは、  
「就業構造基本調査 キャンペーンサイト」  
をご覧ください。



【実施主体】  
総務省統計局・島根県・出雲市

おたずね／総務課 ☎21-6301

## 行財政改革の取組状況についてお知らせします

市では、次世代に重い負担を強いることのない持続可能な行財政運営を実現するため、平成26年4月に行財政改革の指針である「出雲市行財政改革大綱」と、平成31年4月に具体的な取組項目等を定めた「出雲市行財政改革第2期実施計画(計画期間:令和元年度～令和5年度)」を策定し、行財政改革の取組を進めています。

### 1. 令和3年度の取組の進捗状況

令和3年度の財政効果額は約14億2千万円であり、目標額の9億2千万円を達成しました。

#### ○ 主な取組

- ・ AI(人工知能)等の活用による業務の効率化(保育所AI入所判定システムの導入など)
- ・ 公共施設の見直し(平田展示園芸施設、いちじくの里の民間譲渡など)
- ・ 市の組織体制の見直し(環境政策課にゼロカーボン推進室、情報政策課にデジタル戦略室、自治振興課に中山間地域振興室を新設など)
- ・ 財源の確保(ふるさと納税制度の活用など)



▲詳しくはこちら

### 2. 令和4年度の主な取組

これまでの取組により、一定の成果はありましたが、財政健全化はいまだ道半ばです。このため、引き続き事務事業の見直しや「出雲市公共施設のあり方指針」に示す施設の統廃合や民間譲渡など、行財政改革の歩みを緩めることなく推進していくこととしています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

#### ○ 事務事業、補助金・負担金の見直し

全ての事務事業の検証・見直しを実施するとともに、選択と集中による事業実施に努めます。また、市の現状にあった真に必要な補助金・負担金であるかの評価・検証を行います。

#### ○ デジタルファースト推進計画に係る取組の推進

市民サービス、まちづくり、産業・観光のデジタルファーストに取り組むことで、スマートシティ出雲の実現をめざします。

#### ○ 公共施設の民間譲渡等に向けた取組

「出雲市公共施設のあり方指針」に基づく個別施設の対応方針について、引き続き地域や関係者の理解の醸成に努めながら取組を進めます。

#### ○ 新たな財源確保に向けた取組

新しい財源確保策の一環として、ネーミングライツの導入を検討します。

※ネーミングライツとは、市が所有する施設等の名称に命名権を付与する代わりに、命名権者からその対価を得て、当該施設の管理運営に充てる取組です。

### ネーミングライツ(命名権)について サウンディング調査を行います

出雲市では公共施設へのネーミングライツの導入を考えています。  
事業者の皆さまのネーミングライツに対するお考え・ご意見を、対話する方法で調査しますので、ご応募ください。

【申込み期間】  
8月1日(月)  
9月15日(木)



▲申込はこちら

おたずね／行政改革課 ☎21-6265

# 9月10日は「下水道の日」

「第61回 下水道推進標語 大臣賞」

## げすいどろめぐりめぐってまたあおう!

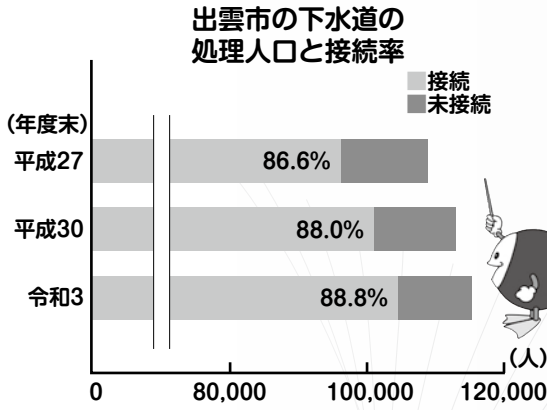


### 下水道への接続をお願いします

公共下水道や農業・漁業集落排水施設などが整備され、利用できるようになった区域の人のうち、おおむね9割が接続を終えています(グラフ)。

一方で、まだ約5,400世帯が下水道へ接続されていません。

家庭から出る生活排水をそのまま流すことは、河川や湖、海の水質汚染の原因となります。また、近所の排水路の悪臭の原因になり、生活環境を悪化させます。



下水道が整備されたら、1日でも早く下水道への接続工事を行っていただきますようお願いいたします。

◆下水道への接続工事は、市が指定している工事店へ依頼してください。

### 下水道は正しく使いましょ

下水道への異物の流入によるマンホールポンプの故障や、油による下水道管の詰まりが発生しています。故障や詰まりが発生すると、汚水が流れなくなります。

#### ◆台所では・・・

油や野菜くず、残飯を流さないでください。

また、残った油は、キッチンペーパーなどでふき取り、燃えるゴミに出してください。

#### ◆トイレでは・・・

流すことができるのは、トイレトーパーだけでです。ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、ウェットティッシュ、ペット用トイレ



砂などは水に溶けないため、絶対に流さないでください。「トイレに流せる」表示がある製品でも水に溶けにくいものがあるため、大量に流さないでください。

#### ◆マンホールや公共ますに異常があったら・・・

市では、下水道施設の維持管理に努めています。マンホールや公共ますが壊れているなど異常を発見された場合は、市への連絡をお願いします。

### 浄化槽の適正な維持管理をお願いします

浄化槽は、維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生したりしてしまふことになり、生活環境を悪くする原因になってしまいます。

浄化槽は、浄化槽法に基づいて、定期的な保守点検と清掃、そして年1回の定期検査を受検することが義務づけられています。



### 個人で設置された合併処理浄化槽には補助金制度があります

合併処理浄化槽を適正に維持管理された場合に補助金を交付します。

#### ◆交付する期間

浄化槽を設置された翌年度から、下水道が供用開始されるまでの間

#### ◆補助金の交付要件

前年度に法定検査を受検し、当年度に保守点検と清掃を行うこと

#### ◆補助金額

1基あたり年間1万5千円を限度

### 下水道についてのおたずね

- 下水道管理課 ☎21-2225※
- 下水道建設課 ☎21-2227※

※夜間・休日の緊急時は、上下水道局当直(☎21-3511)に連絡してください。

- 東部上下水道事務所 ☎63-5554
- 西部上下水道事務所 ☎43-1211

